

更新講習

申込書類受付
受講延期
受講辞退

届

※該当するものに○

令和 年 月 日

公益財団法人三重県下水道公社理事長 あて

私は、下記事由により令和__年度公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備

工事責任技術者更新講習を

申込みできませんでした
受講できません
受講しません

ので、届出します。

※該当するものに○

記

資格者番号	第 号
氏 名	
住 所	〒 ー
電 話 番 号	自宅 () ー 携帯 () ー
事 由	<p>申込みできなかった 受講できない 受講しない</p> <p>※該当するものに○</p>

○ 更新講習の[申込書類受付]について

更新講習の申込みに際し、やむを得ない事由により、受付期間中に申込みできなかった場合は、その事由を証する書類（診断書等）を添付して、届出をしてください。

当公社理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、申込みを受付けます。

○ 更新講習の[受講延期]について

更新講習の受講申込み後に、やむを得ない事由により、受講できない場合は、その事由を証する書類（診断書等）を添付して、届出をしてください。

当公社理事長がやむを得ない事由と認めた場合、資格の有効期限は1年間に限り延長を認めますが、これ以降の再延長は認めません。

○ 更新講習の[受講辞退]について

資格を継続する意思がない場合は、届出をしてください。

「やむを得ない事由」とは、次のとおりとします。

- 1 入院により更新講習を受講できない状況が継続するとき。
- 2 傷病等で自宅安静加療の必要があり、更新講習を受講できない状況が継続するとき。
- 3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、当該感染症の感染防止等に必要な協力を求められたとき。
- 4 裁判員に選定された場合、または証人等の出頭命令により裁判所への出廷等予測不可能な事態により更新講習を受講できないとき。
- 5 慶弔関係により更新講習を受講できないとき。
- 6 下水道排水設備工事に係る事案以外の刑法により、刑務所に服役する等、自由権が拘束され更新講習を受講できないとき。
- 7 海外赴任で受講できないとき。
- 8 当該受講日に自己の業務に従事しないと元請者など第三者に支障を及ぼすことが明らかなる場合
- 9 その他、上記に準じる事由のとき。

※ やむを得ない事由と認められない場合は、有効期間満了をもって、この資格は失効となり、再度資格を取得するためには、改めて試験に合格する必要があります。

下記の宛先にFAX、郵送または持参してください。

〒515-0104 松阪市高須町 3922 番地
公益財団法人三重県下水道公社 総務課
(下水道排水設備工事責任技術者資格認定業務担当)
TEL 0598-53-2331 FAX 0598-53-4867